

企業法務標準化演習解説

問1 ア

特許権に関する問題である。

産業上利用することができる新規の発明を独占的・排他的に利用できる権利であり、所轄の官庁への出願および審査に基づいて付与される権利が特許権である。

アは特許権、イが商標権、ウは意匠権、エが著作権である。求める答えはアとなる。

問2 ア

産業財産権に関する問題である。

産業財産権は、意匠権、実用新案権、商標権、特許権である。求める答えはアとなる。

問3 エ

回路配置法に関する問題である。

半導体集積回路の回路配置の権利保護は回路配置利用権という特許権や著作権など既存の財産権とは別の新しい知的財産権で認めている。求める答えはエとなる。

問4 ウ

特許権に関する問題である。

2つ以上の同一特許出願が競合した場合、最も先に出願したものの特許が優先的に取り扱われる。求める答えはウとなる。

問5 ア

特許法に関する問題である。

産業上利用することができる新規の発明を独占的・排他的に利用できる権利であり、所轄の官庁への出願および審査に基づいて付与される権利が特許権である。

アは特許法、イは著作権法、ウは実用新案法、エは意匠法である。求める答えはアとなる。

問6 ア

著作権と特許権の比較に関する問題である。

アは独自の創作であれば結果として同じものでも権利は保護される。求める答えはアとなる。

イの著作権は、創造性のある表現を保護し、プログラム言語や規約は保護しない。

ウの著作権の権利の発生は、著作物を作った時に自動的に発生する。

エの著作権の法の趣旨は、文化の発展に寄与することである。

問7 ア

著作権法に関する問題である。

アのプログラムを自社のパソコンで効果的に利用するための改変は著作権法に抵触しない。求める答えはアとなる。

イのバックアップのための複製は著作権違反ではない。

ウの複製物を取得した時点で侵害の事実を知らなければ著作権違反にはならない。

エのアルゴリズムは著作物として保護されない。

問8 ウ

著作権に関する問題である。

著作権は著作物を保護するための法律で著作者人格権と著作者財産権がある。保護の対象は創造性のある表現であって、プログラム言語や規約、アルゴリズムはその対象ではない。

アの意匠法は、物品のデザインの商標権を保護する法律である。

イの商標法は、事業者が自己の商品を他人の商品と識別するために商品について使用する標識を、独占的・排他的に使用できる権利を保護する法律である。

ウの著作権法は、一般著作物やコンピュータプログラムなどの著作権を保護する法律である。求める答えはウとなる。

エの特許法は発明者の権利などの特許権を保護する法律である。

問9 イ

著作権に関する問題である。

著作権は著作物を保護するための法律で著作者人格権と著作者財産権がある。保護の対象は創造性のある表現であって、プログラム言語や規約、アルゴリズムはその対象ではない。

アの意匠権は意匠法で物品のデザインを保護する。

イの著作権は著作法による一般著作物やコンピュータプログラムなどを保護する。求める答えはイとなる。

ウの特許権は特許法で発明を保護する。

エの実用新案権は実用新案法で小発明を保護する。

問10 イ

商標法に関する問題である。

アの意匠法は、物品のデザインの商標権を保護する法律である。

イの商標法は、事業者が自己の商品を他人の商品と識別するために商品について使用する標識を、独占的・排他的に使用できる権利を保護する法律である。文字、図形、記号などの識別標識を保護する。求める答えはイとなる。

ウの特許法は発明者の権利などの特許権を保護する法律である。

エの著作権法は、一般著作物やコンピュータプログラムなどの著作権を保護する法律である。

問11 ア

著作権法に関する問題である。

著作権法は著作物の複製や翻訳等の権利を認め、著作者の権利の保護を目的に制定されたもので、財産としての著作権と著作者の人格的利益を保護する著作人格権と著作物の利用に関する権利である著作隣接権を定めたものである。

アは著作権に関する内容、イ、ウ、エは特許に関する内容である。。求める答えはアとなる。

問12 エ

著作物の保護期間に関する問題である。

アの創作時から25年は誤りである。

イの死後25年は誤りである。

ウの創作の時から50年は、創作後50年以内に公表しないときは創作後50年であるが公表した場合は死後50年である。従って、正しくない。

エの創作の時から始まり、死後50年は正しい。求める答えはエとなる。

問13 エ

著作権法に関する問題である。

アの場合、著作権は請け負って開発したN社にある。

イのアイデアを利用して、同一目的のプログラムを新たに開発したものは著作権の侵害にはならない。

ウの著作人格権は他人に譲渡することができない。

エの日本国内においては、著作物に著作権表示が明記されていない場合でも、無断で複製して配布したときには著作権の侵害になる。求める答えはエとなる。

問14 エ

著作物の権利発生に関する問題である。

アの権利の発生は著作物を作った時点で自動的に発生する。管轄官庁に登録する必要はない。

イの著作権の管轄は文部科学省であり、特許庁ではない。

ウの権利の保護期間は著作者の死後又は公表後、公表しない場合は創作後いずれも50年である。特許権は出願日から20年である。

エの著作物を創作した時点で権利が発生するは正しい。求める答えはエとなる。

問15 ウ

著作権法に関する問題である。

アのインターネット上に流れる情報にも著作権は適用される。

イの絵画などのアナログ情報の著作権はデジタル情報に変換しても複製権は適用される。

ウの私的使用の場合は、著作権の侵害にならない。求める答えはウとなる。

エの他人の著作物を無断で個人のホームページに掲載すると著作権の侵害になる。

問16 エ

プログラムの著作権に関する問題である。

アは著作権が会社にあるため抵触しない。

イの支社のコンピュータで効果的に活用するため、一部を無断で改変することは抵触しない。

ウのバックアップ用に無断でコピーすることは抵触しない。

エの自社以外に使用させることは抵触する。求める答えはエとなる。

問17 ウ

プログラムの著作権に関する問題である。

アの個人が公表した著作物の保護期間は死後50年である。作成後50年は誤りである。

イのプログラムの複製は、プログラムを他のコンピュータで利用するためや、利用効率を高めるための改変、バージョンアップ、プログラムの複製物の所有者がコンピュータで利用するために行う複製や翻案は除外項目となると定められているため、認められることになる。

ウの法人の著作物も公開していなくても著作物として認められる。求める答えはウとなる。

エのプログラムの著作権が成立するために、指定登録機関に登録する必要がない。

問18 エ

著作権に関する問題である。

エのプログラム言語や規約は著作権法によって保護の対象にならない。求める答えはエとなる。

ア、イ、ウは著作権法の対象になる。

問19 イ

著作権法に関する問題である。

アのアルゴリズム、ウのプログラム言語、エのプロトコルは保護されない。イのコンパイラのプログラムは保護の対象になる。求める答えはイとなる。

問20 エ

ソフトウェアの保護範囲に関する問題である。

プログラムには、人間が読めるソースプログラムという形式と、コンピュータで利用ためのオブジェクトプログラム（バイナリ）という形式がある。オブジェクトプログラムはソースプログラムからコンパイラと呼ばれるソフトウェアにより自動的に生成されたものなので、著作者は自動的に両方に対する権利を持つことになる。

アのOS等の基本プログラムも著作権で保護される。

イのアルゴリズムやプログラム言語は著作権法によって保護されない。

ウのアルゴリズムを記述した文書は著作権によって保護されないが、プログラムは保護される。

エのソースプログラムもそのソースプログラムから作成されたオブジェクトプログラムも著作権の保護対象になる。求める答えはエとなる。

問21 ウ

インターネットでWWWコンテンツの公開に関連する著作権侵害の問題である。

著作財産権の複製権の侵害に相当するのがウの場合である。購入した本の文書をイメージスキャナーで複製して利用するのであるから、完全に他人の作品を複製したことになる。

複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再生することである。印刷、写真、複写のような可視的な複製と録音、録画のような再生可能な複製がある。いずれの場合も有形的な再生のみに限る。

アの場合のように単にリンクを張る場合ならば侵害にはならない。

内容の性質上、誰が作ってもある程度似かよったものになるものについては、似ているからと

いってすぐに複製になるわけではない。即ち、独自性が希薄なものについては複製の保護範囲が狭くなる。イの場合には侵害にならない。

エのシェアウェアは継続して使う場合には対価を求めることを作者が表明しているソフトウェアである。エの内容は試用期間中に自ら作成した画像の利用であるから侵害にならない。

求める答えはウとなる。

問22 ウ

ソフトウェアの法的保護に関する問題である。

アの職務上作成したプログラムの著作権は法人にあって個人に帰属しない。

イのデータベースの内容は著作権として保護されている。

ウのプログラム言語は著作権が認められない。正しい。求める答えはウとなる。

エのプログラムの複製は、プログラムを他のコンピュータで利用するためや、利用効率を高めるための改変、バージョンアップ、プログラムの複製物の所有者がコンピュータで利用するために行う複製や翻案は除外項目となると定められているため、認められることになる。

問23 エ

著作権に関する問題である。

著作権によるプログラムの保護の対象は、「プログラムの著作物」であって、コンピュータを機能させて一つの結果を得るために指令を組み合わせたソースプログラムである。プログラム作成のためのプログラム言語や規約、解法は対象にしていない。

データベースのうち、その情報の選択または体系的な構成によって創作性を有するものに著作権が生じ、著作物として保護される。多数の情報の中からデータベースの作成に必要な情報を選び出し、コンピュータで効率的な検索ができるように個々の情報を体系的に整理することによって、創作性を有するデータベースとして保護される。

プログラムの著作権は、その著作をした者の有する権利であり、法人などの業務に従事する者が職務上作成する場合は、契約・就業規則などに定めがない限り、その法人となる。

アの共同開発によるプログラムの著作権は、著作者かまたは業務上の開発ならば法人が有する権利であり、開発費用の負担で権利を分ける者ではない。

イの著作権はプログラムもデータベースも認められている。

ウのプログラムの著作権は、ソースプログラムに認められており、作成のノウハウではない。

エの著作権はプログラム言語や規約は保護の対象外であるという記述は適切である。求める答えはエとなる。

問24 エ

著作権保護に関する国際的な条約の問題である。

アのパリ条約は工業所有権の保護に関する条約である。

エのベルヌ条約が著作権の保護に関するものである。求める答えはエとなる。

問25 ウ

委託契約と著作権の関係に関する問題である。

法人その他使用人の発意に基づきその法人等の業務に従事するものが職務上作成する著作物で、その法人などが自己の著作の名義の下に公表するものの著作権は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段定めがない限り、その法人とする。法人の発意に基づきその法人などの業務に従事するものが職務上作成するプログラムの著作物の著作権は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

派遣労働者が作成したプログラムの著作権は、指揮命令権を有する派遣先会社になる。

請負契約によって開発したソフトウェアの著作権は、請け負ったソフトウェア会社にあり、代金決済とともに著作権財産権が注文者に移転することがある。著作人格権は譲渡できない。また、契約により著作権をソフトウェア会社に留保することもできる。

委託契約の相手は請負業者である。従って、特段の取り決めがなければ著作権は請負業者になる。この場合は、設計・プログラミング・テストを請け負ったC社が請負業者になる。D社員はC社の社員であるため、法人著作権の考え方から作者にはならない。求める答えはウとなる。

問26 ア

プログラムの法人著作権に関する問題である。

法人その他使用人の発意に基づきその法人等の業務に従事するものが職務上作成する著作物で、その法人などが自己の著作の名義の下に公表するものの著作権は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段定めがない限り、その法人とする。法人の発意に基づきその法人などの業務に従事するものが職務上作成するプログラムの著作物の著作権は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。派遣労働者が作成したプログラムの著作権は、指揮命令権を有する派遣先会社になる。請負契約によって開発したソフトウェアの著作権は、請け負ったソフトウェア会社にあり、代金決済とともに注文者に移転する。著作人格権は譲渡できない。また、契約により著作権をソフトウェア会社に留保することもできる。

著作権は派遣先企業であり、求める答えはアとなる。

問27 エ

法人著作に関する問題である。

法人著作とは法人がプログラムの作成を行うことを定める。従業員または派遣社員が職務として作成するプログラムは就業規則で特別の定めがないものは法人著作になる。エは法人著作に関する規定に抵触する。求める答えはエとなる。

問28 イ

法人著作権の問題である。

法人著作権は、法人その他使用人の発意に基づきその法人等の業務に従事するものが、職務上作成する著作物で、その法人などが自己の著作の名義の下に公表するものの著作権は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段定めがない限り、その法人とすると定めている。また、法人の発意に基づきその法人などの業務に従事するものが職務上作成するプログラムの著作物の著作権は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

アの著作権は著作物の利用に関する財産的な利益を保護することを目的とした財産権であり、

契約により共同開発者の相手に譲渡することができる。

イの社内で開発したソフトウェアの著作権は会社にある。求める答えはイとなる。

ウは契約によって、代金決済と共に注文者に移転することができる。

エは著作権は譲渡できるが、著作人格権は譲渡できない。

問29 エ

請負契約の法人著作権に関する問題である。

法人その他使用人の発意に基づきその法人等の業務に従事するものが職務上作成する著作物で、その法人などが自己の著作の名義の下に公表するものの著作権は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段定めがない限り、その法人とする。法人の発意に基づきその法人などの業務に従事するものが職務上作成するプログラムの著作物の著作権は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

派遣労働者が作成したプログラムの著作権は、指揮命令権を有する派遣先会社になる。請負契約によって開発したソフトウェアの著作権は、請け負ったソフトウェア会社であり、代金決済とともに注文者に移転する。著作人格権は譲渡できない。また、契約により著作権をソフトウェア会社に留保することもできる。

この問題の場合は、発注者Aが要求仕様書を提出し、受注者Bが請負契約でプログラムを作成するケースであるから、プログラム著作権の原始的帰属はB社になる。求める答えはエとなる。

問30 エ

ソフトウェアの法人著作に関する問題である。

アのデータベースは著作権保護の対象になる。

イは著作権の保護期間は50年で有限である。

ウのプログラム作成時の解法は著作権保護の対象にはならない。

エは法人著作に該当するものである。求める答えはエとなる。

問31 イ

著作権法に関する問題である。

著作者財産権とは

著作物を社会的に価値のある財産ととらえ、その保護を主眼としたもので、譲渡することが可能である。複製権は、他人が著作者に無断で、著作物を印刷、写真、複製、録音、録画、などの方法によって複製することを規制する。上演権・演奏権は、音楽や映像などの著作物を、他人が著作者に無断で上演、演奏することを規制する。放送権・有線放送権は、AM、FM、TVなどの放送や、有線放送やCATVで流すことを規制する。上映権・頒布権は、映画に代表される映像を無断で上映したり、またそこからの複製物を頒布することを規制する。口述権は、著作物を他人が無断で朗読することを規制する。展示権は、美術的な作品や写真を、著作者や正規の所有者以外が勝手に展示することを規制する。

アは、自社製品のパンフレットの写真であっても、撮影者に無断で使用すると著作権の侵害になる。

イの政府刊行物の場合、出所を明示して転載するのは適法となる。求める答えはイとなる。

ウの新聞の写真をスキャナーで取り込み提案書に使用するのは違法である。

エの雑誌の記事をコピーして配布するのは違法である。

問32 ウ

不正競争防止法に関する問題である。

不正競争防止法では、次のような不正利用を禁止している。

- ① 盗むなどの不正な手段によるトレードシークレットの入手行為、不正に入手したトレードシークレットの他人への販売や使用する行為
- ② 会社に在職中に取得したトレードシークレットを、退職後に利益を図る目的を持って、不正に使用したり、他人に売却する行為

他人の商品の形態の丸写しなどの模倣、他人の商品や営業活動と誤認混同されるような表示の不正使用に対して、差し止め請求や損害賠償請求ができる。

求める答えはウとなる。

問33 イ

不正競争防止法に関する問題である。

不正競争防止法は、公開したくない企業の重要な技術や情報を保護する法律である。ソフトウェアの開発時に、外部の企業に開発を委託したり、技術者の派遣を依頼する場合、自社の機密情報を開示する反面、相手の会社の開発技術などノウハウを知ることになる。そのために、お互いに企業の財産である秘密情報を厳守する義務が生じる。

公開したくない企業の重要な技術や情報を保護する法律は不正競争防止法である。求める答えはイとなる。

問34 ウ

不正競争防止法に関する問題である。

不正競争防止法は、公開したくない企業の重要な技術や情報を保護する法律である。ソフトウェアの開発時に、外部の企業に開発を委託したり、技術者の派遣を依頼する場合、自社の機密情報を開示する反面、相手の会社の開発技術などノウハウを知ることになる。そのために、お互いに企業の財産である秘密情報を厳守する義務が生じる。

アは特許による保護、イは著作権による保護、ウは不正競争防止法による保護、エは著作権による保護となる。求める答えはウとなる。

問35 ウ

不正アクセス禁止法に関する問題である。

アの刑法は、犯罪と刑罰を規定した法律である。

イの電気通信事業法は、電気通信事業の自由化を目的とした法律である。

ウの不正アクセス禁止法は、不正アクセス行為や行為の助長を禁止する法律である。不正アクセスとは、他人のユーザIDやパスワードを使って不正に情報システムにアクセスする行為、セキュリティホールを攻撃する行為をいう。求める答えはウである。

エのプロバイダー責任法は、プロバイダーがWebサイト上の悪質な書き込みを削除できる権

利などを定めたものである。

問36 ウ

不正アクセス禁止法に関する問題である。

不正アクセス禁止法は不正アクセス行為や行為の助長を禁止する法律である。

不正アクセスとは、他人のユーザIDやパスワードを使って不正に情報システムにアクセスする行為、または、OSやアプリケーションなどに存在するセキュリティホールを攻撃する行為をいう。不正アクセスからの保護対象は、ネットワークに接続したコンピュータのうち、ユーザIDやパスワードを使ったユーザ認証や、認証の結果を利用してアクセス制御を実施しているものが対象である。ネットワークは、インターネット、電話回線、企業の専用線も含まれる。犯罪の内容により、1年以下の懲役または50万円以下の罰金、あるいは30万円以下の罰金刑に処される。

不正アクセスは、ウの他人のパスワードを使って、権限なしにインターネット経由でコンピュータにアクセスすることである。求める答えはウとなる。

アは猥褻図画陳列罪、イは著作権法の侵害、エは名誉毀損罪の対象になる。

問37 エ

不正アクセス禁止法に関する問題である。

アの不正アクセス行為は被害の程度で決まるものではない。

イの不正アクセスからの保護対象はネットワークに接続したコンピュータのうち、ユーザIDやパスワードを使ったユーザ認証や、認証の結果を利用してアクセス制御を実施しているものであって、コンピュータネットワークを介さないものについては対象外である。

ウの他人のパスワードを無断で流出させる行為は処罰の対象になる。

エのアクセス制御機能をもたないコンピュータは処罰の対象にはならない。求める答えはエとなる。

問38 エ

不正アクセス禁止法に関する問題である。

不正アクセス禁止法は不正アクセス行為や行為の助長を禁止する法律である。

不正アクセスとは、他人のユーザIDやパスワードを使って不正に情報システムにアクセスする行為、または、OSやアプリケーションなどに存在するセキュリティホールを攻撃する行為をいう。不正アクセスからの保護対象は、ネットワークに接続したコンピュータのうち、ユーザIDやパスワードを使ったユーザ認証や、認証の結果を利用してアクセス制御を実施しているものが対象である。ネットワークは、インターネット、電話回線、企業の専用線も含まれる。犯罪の内容により、1年以下の懲役または50万円以下の罰金、あるいは30万円以下の罰金刑に処される。求める答えはエとなる。

アはインサイダー取引、イは業務妨害罪、ウは著作権法、エは不正アクセス禁止法である。

問39 エ

コンピュータウイルスに関する問題である。

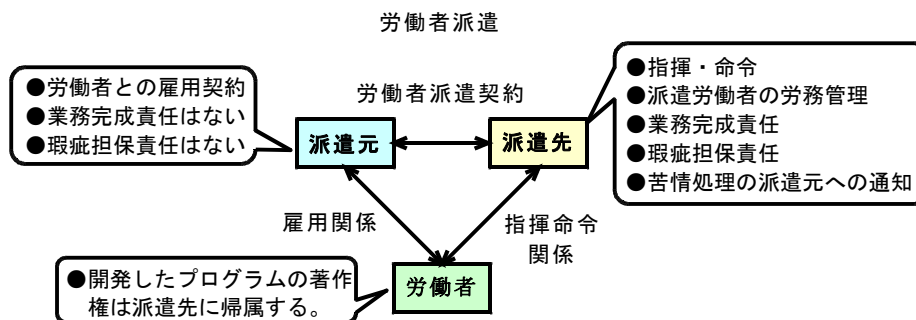
コンピュータ・ウイルス作成罪・提供罪は、正当な理由がない、人の電子計算機における実行の用に供する目的、電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録、不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録を作成し、または提供した行為に対して適用される。

コンピュータ・ウイルス作成罪・提供罪の成立には、行為者に、「正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的」があることが必要となる。したがって、ウイルス対策ソフトの開発などの正当な目的でウイルスを作成した場合、ウイルスを発見した人がウイルスを研究機関に提供した場合、プログラマーがバグを生じさせた場合などには、いずれも、正当な理由がない及び人の電子計算機における実行の用に供する目的の要件を欠くことになるので、これらの罪は成立しない。また、プログラマーがバグを生じさせた場合は、そもそも犯罪の故意がないので、罪は成立しない。

エの他人が作成したウイルスを発見し、後日これを第三者のコンピュータで動作させる目的で保管した内容が犯罪になる。求める答えはエとなる。

問40 ウ

労働者派遣法に関する問題である。



派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者の関係を図示すると次のようになる。

労働者派遣契約関係が存在するのは図から、派遣元事業主と派遣先事業主との間である。求める答えはウとなる。

アの派遣先事業主と派遣労働者、イの派遣先責任者と派遣労働者の関係は指揮命令関係である。

エの派遣元事業主と派遣労働者の関係は雇用関係である。

問41 ア

ソフトウェア開発における請負契約に関する問題である。

アの請負契約の作業場所は受託者が決定できる。求める答えはアとなる。

イの著作権は、原則として請負業者にある。

ウの開発進捗状況の定期的報告の法的義務はない。

エのソフトウェアの引き渡し後の保証は一定期間経過すれば、受託者に責任はない。

問42 イ

派遣契約に関する問題である。

アの苦情処理に関しては、派遣元に通知しなければならない。

イの派遣期間は、通常は1年を超えて派遣させることはできないが、ソフトウェア開発の場合は認められている。正しい。求める答えはイとなる。

ウの派遣者に対する指揮命令権は派遣先が行うべき業務であり、派遣元の代表者に指揮・命令を任せることは適切でない。

エの二重派遣は禁止されている。

問43 イ

外部業者を利用したシステム開発の契約に関する問題である。

請負契約は受託者が一定の業務を完成し、その結果に対して発注者が対価を支払う契約形態である。受託者は成果物の完成責任がある。また、成果物に対して瑕疵担保責任がある。システム開発要員の指揮命令は受託者が行う。受託者が下請けを使用することも可能である。

委任契約は業務の完成責任、瑕疵担保責任がなく、成果物を伴わなくてもよい作業を委託者と共同で行う。要求定義やシステム基本設計がこの契約に適している。

派遣契約は、派遣元に業務完成責任や瑕疵担保責任がない。

アの委任契約では完成責任はないが、作業の指揮は受託側で行う。

イの請負契約における著作権は契約に定めがない限り受託側に帰属する。適切な記述である。求める答えはイとなる。

ウの派遣契約では、受託側に仕事の完成責任はない。

エのプログラム開発における瑕疵担保責任は派遣元にはない。

問44 イ

請負契約の形態に関する問題である。

請負業の労働者は雇用主との雇用関係と雇用主自らの指揮命令を受けて作業に従事する。派遣の場合は雇用契約は派遣元と行い、作業の指揮は派遣先の指揮を受ける。

アの勤怠管理を注文主が行うは誤りである。

イの雇用主自らが指揮命令の元に業務に従事させる内容は正しい。求める答えはイとなる。

ウの注文主の指揮命令権を受けて作業するのは誤りである。

エの雇用主と注文主の間で雇用関係が生じるは誤りである。

問45 イ

請負に関する問題である。

請負契約は受託者が一定の業務を完成し、その結果に対して発注者が対価を支払う契約形態である。受託者は成果物の完成責任がある。また、成果物に対して瑕疵担保責任がある。システム開発要員の指揮命令は受託者が行う。受託者が下請けを使用することも可能である。

アの委任は業務の完成責任を負わず、瑕疵担保責任もない契約形態である。成果物を伴わなくてもよい作業を委託者と共同で行う。要求定義やシステム基本設計がこの契約に適している。

イの請負は成果物の完成責任があり、開発要員を指揮命令し、下請けを使用することも可能である。与えられた条件に該当する。求める答えはイである。

ウの出向は、自分の雇用されていた企業とは別の企業への配置転換を言う。

エの派遣契約は派遣先の指揮命令に従い業務に従事する契約形態である。労働者派遣を業とし

て行うためには労働者派遣法に従って、労働省への届け出や認定を受けなければならない。

問46 ウ

派遣先企業と労働者との指揮命令権に関する問題である。

アの請負契約は発注元企業と発注先企業の間で行われる契約である。

イの雇用関係は派遣元企業と労働者の間で行われる契約である。

ウの指揮命令権は派遣先企業と労働者との間の関係である。求める答えはウとなる。

エの労働者派遣契約は派遣元企業と派遣先企業との間で行われる契約である。

問47 イ

労働者派遣事業法に関する問題である。

労働者派遣法は、労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律である。労働者派遣事業の適正な運営を確実にするために、派遣労働者が従事できる業務の範囲を限定すると共に、派遣元の負うべき義務や禁止事項を細かく規定している。労働者派遣の定義は、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることとなっている。

主な規定内容

- ① 労働者派遣の定義は、自己の雇用する労働者を当該雇用関係の下に他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることである。
- ② 派遣労働者は事業主が雇用する労働者であって、労働者派遣の対象となる者。
- ③ 二重派遣の禁止
- ④ 事業規制についての基準では、迅速かつ的確な遂行のために専門的な知識、技術、経験を必要とする業務、就業形態や雇用形態の特殊性により、特別の雇用関係を必要とする業務に限定している。

雇用制限の禁止の項目では、事業主は派遣労働者及び派遣先に対して雇用終了後に、派遣先が雇用することを禁ずる契約をしてはならないとなっている。

イのS社の派遣先への転職を禁止しているのは法的に間違いである。求める答えはイとなる。

問48 ウ

労働者派遣法に関する問題である。

アの発注元のA社の担当者が請負会社のB社の要員を作業指示することはできない。

イの発注元のA社のリーダーが請負先や派遣会社に作業指示を行うことはできない。

ウの請負会社のB社の担当者が派遣元のC社の要員に作業上の指示を行うことはできる。求める答えはウとなる。

エの請負会社のB社の担当者が派遣元のC社の要員の就業条件の調整をすることはできない。

問49 エ

労働者派遣法に関する問題である。

アのQ氏がA社に雇用されることを禁止することはできない。

イのB社がA社に対してQを指名して派遣させることはできない。派遣者を決めるのはA社の

問題である。A社とB社は派遣契約をするのみである。その業務に誰か適正であるかを決めるのはA社である。

ウの最長派遣契約期間は3年である。

エのB社の定められた指揮命令者の下で労働に従事するは適切である。求める答えはエとなる。

問50 ア

労働者派遣法における派遣元の責任に関する問題である。

派遣元事業主の義務・責任として、次のことが決められている。

- ① 安心・納得して働ける職場の提供等
- ② 派遣労働者としての地位や就業条件等の明示の徹底
- ③ 派遣先への通知
- ④ 派遣元に求められる留意点
- ⑤ 禁止事項

アの派遣労働者が派遣先で時間外労働を行うには、労働者派遣契約に時間外労働や休日労働の条項を記載するとともに、派遣元事業者が派遣労働者と36協定を締結し届出を行う必要がある。

36協定は、労働基準法36条に基づく労使協定で、会社が法定労働時間(1日8時間、週40時間)を超えた時間外労働を命じる場合、必要となる。労組などと書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出る。届け出をしないで時間外労働をさせると、労働基準法違反(6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金)となる。

アは派遣元の責任、イ、ウ、エは派遣先の責任である。求める答えはアとなる。

問51 イ

労働者派遣契約に関する問題である。

アの派遣先の管理者が派遣社員の就業条件に関する調整を行ってはならない。直接に有給休暇を与えることはできない。派遣元の業務になる。

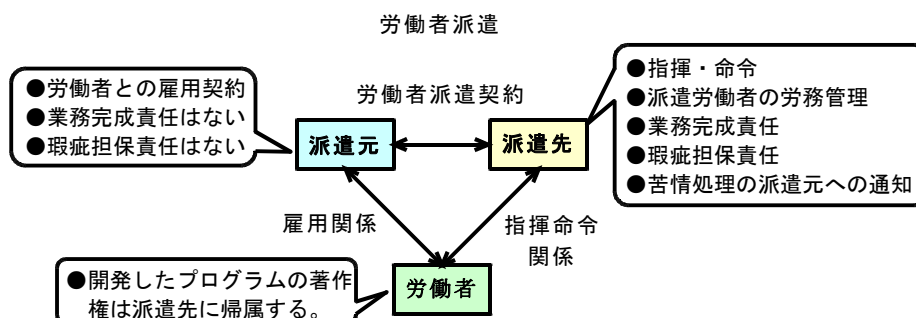
イの派遣先の管理者が派遣社員に作業を直接指示することは認められている。求める答えはイとなる。

ウの欠陥製品に対して派遣元企業の製造物責任は追及されない。瑕疵責任はない。

エの就労条件に関する処理は派遣先企業側で行ってはならない。残業の指示は派遣先ではしてはならない。

問52 ウ

労働者派遣法に関する問題である。



派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者の関係を図示すると次のようになる。

アの派遣先のB社が直接N氏に休暇の変更を指示することはできない。

イのN氏からの作業環境に関する苦情は労務管理の一端としてB社で行ってもよい。

ウのN氏への仕事に関する指示は、B社の担当者が直接行ってもよい。求める答えはウとなる。

エのN氏への派遣取り決め以外の作業を依頼することはできない。

問53 ア

偽装請負に関する問題である。

偽装請負は、契約上は注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じない「業務請負」の形式をとっているにも関わらず、実際には注文主の指揮命令下で労働者に業務を行わせることである。「業務請負」では労働安全衛生法に基づく事業者責任は請負業者が負い、注文主には業務上一切責任がない。「労働者派遣」や、実態が労働者派遣となる「偽装請負」の場合は、当該事業者責任は派遣先(注文主)が負うことになるため、注文主が事業者責任を負わない「業務請負」が広まった。

アの場合、労働者の休暇取得のルールを発注者側の指示に従って取り決めるため発注者の指揮命令の下に業務を行わせていることになる。求める答えはアとなる。

問54 ウ

偽装請負に関する問題である。

請負と労働者派遣は雇用関係と指揮命令権とが切り離されているかどうかで区分されている。労働者派遣では、派遣先に派遣労働者への指揮命令権を認めているが、請負では認めていない。すべて、請負主の責任で業務を遂行する。

アのA社の従業員がA社の責任者の指揮命令に従って作業するのは通常の業務である。

イのA社の従業員がB社の責任者の指揮命令に従う作業は雇用契約上は考えられないが、偽装請負にはならない。

ウのB社の従業員がA社の責任者の指揮命令に従って作業することは偽装請負に該当する。求める答えはウとなる。

エのB社の従業員がB社の責任者の指揮命令に従って作業するのは通常の業務である。

問55 ウ

準委任契約に関する問題である。

請負契約と準委任契約の相違は次のようになる。請負契約は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずるもので、仕事の完成を目的とする契約である。これに対し、準委任契約とは、法律行為ではない事務の委託をする契約で、仕事の完成義務を負うものではない。

善管注意義務は、善良な管理者の注意義務であり、債務者の属する職業や社会的・経済的地位において取引上で抽象的な平均人として一般的に要求される注意をさしている。

ア、イは請負契約、ウは準委任契約、エは労働者派遣契約である。求める答えはウとなる。

問56 イ

瑕疵担保責任に関する問題である。

瑕疵は、ある物に対し一般的に備わっている当然の機能が備わっていないことである。あるべき品質や性能が欠如していることになる。

売買契約において、買主が売主から目的物の引渡しを受けたものの、目的物に隠れた瑕疵があったことが判明した場合、買主がこれを知らず、かつ、そのために契約の目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。これを売主の瑕疵担保責任という。

アの委任契約、ウのパート契約、エの派遣契約には瑕疵担保責任はない。イの請負契約には、請負主に瑕疵担保責任がある。求める答えはイとなる。

問57 ア

瑕疵担保責任に関する問題である。

瑕疵とは、通常、一般的には備わっているにもかかわらず本来あるべき機能・品質・性能・状態が備わっていないという法概念である。

アの瑕疵担保責任は、売買などの有償契約において、契約の当事者の一方（買主）が給付義務者（売主）から目的物の引渡しを受けた場合に、その給付された目的物について権利関係または目的物そのものに瑕疵があるときには損害賠償などの責任を負う。求める答えはアとなる。

イの善管注意義務は、業務を委任された人の職業や専門家としての能力、社会的地位などから考えて通常期待される注意義務のことである。注意義務を怠り、履行遅滞・不完全履行・履行不能などに至る場合は民法上過失と見なされ、状況に応じて損害賠償や契約解除などが可能となる。

ウの損害賠償責任は、故意または過失により他人の身体または財物に損害を与えた場合、民法および自賠法の規定により、その損害について原則として金銭で賠償する責任を負うことである。

エの秘密保持義務は、一定の職業や職務に従事する者・従事した者・契約をした者に対して、法律の規定に基づいて特別に課せられた、「職務上知った秘密を守る」べき法律上の義務のことである。

問58 ア

ソフトウェア取引に関する問題である。

供給者と購入者の取引上の責任規定が問題になっている。

アの受入基準および手続きの明確化は購入者の責任規定である。求める答えはアとなる。

イのシステムの運用はシステムの運用する上での規定であり、取引上の規定ではない。

ウの製品不具合の是正、エの内部品質監査の実施は供給者側の責任規定である。

問59 ア

ソフトウェアのライセンス契約のサイトライセンスに関する問題である。

サイトライセンスは、企業や大学などの組織が、ソフトウェアのライセンスを組織単位で購入する方式である。多くのソフトウェアメーカーでは、企業全体で同じソフトウェアを使用したいという需要に応えるため、使用者数やインストール台数に応じて、ライセンス料を大幅に割り引く制度を用意している。この制度がサイトライセンスで、店頭でパッケージ版のソフトウェアを購入するよりも数割程度安いライセンス料での利用が可能になる。求める答えはアとなる。

イの特定のコンピュータではない。
ウの特定のサーバにインストールすることではない。
エの特定のユーザ、一定数のユーザではない。

問60 ア

ボリュームライセンス契約に関する問題である。

ボリュームライセンス契約は、企業や学校などが大量にソフトウェアを導入する際に、使用する端末数やユーザー数を定め、一括してそのライセンスを購入する契約である。この契約により、最低限の媒体数で、契約した複数の端末・ユーザーへの利用が許諾される。メリットとしては、シリアルナンバーの付与により、購入媒体を最低限にすることができるため、大量の媒体を購入しなくてすむことや、一括購入により大幅に割引を受けられることなどがあげられる。

ボリュームライセンス契約はマスターを提供してインストールできる許諾数を取り決める契約である。求める答えはアとなる。

問61 ア

組み込みシステムの特許に関する問題である。

アのハードウェア部分が特許に抵触している場合、その部分のライセンスを得ないと権利侵害になる。求める答えはアとなる。

イのハードウェア、ソフトウェアの両方が権利範囲の場合、模倣するには両方のライセンスが必要である。

ウのソフトウェア、ハードウェアのライセンスを別の会社が有する場合、両者からライセンスを得ると製品化することができる。

エのハードウェアのライセンスを得て、ソフトウェアは独自に新規開発した場合、ソフトウェアの特許を出願することは可能である。

問62 イ

特許クロスライセンスに関する問題である。

クロスライセンス契約は、特許権の権利者どうしが互いに相手の特許権を利用することができるように締結するライセンス契約のことである。通常の場合には、特許として認可された発明を使用する際には使用料が発生する。しかしクロスライセンス契約を結んだ場合には、特許使用料を支払わずに相手の特許発明を利用することができる。

技術分野や製品分野を特定し、その分野の特許権の使用を相互に許諾することである。求める答えはイとなる。

問63 ア

個人情報保護法に関連する個人情報に関する問題である。

コンピュータの利用が一般的になれ、個人情報のデータベース化とファイルのコピーが容易になったことで、様々な業務でデータの集積が進んでいる。こうした情報が無制限に利用できるようになると、個人のプライバシーに関わる内容が第三者に容易に把握されてしまう危険性がある。

そのため、個人情報の取扱いに関心が高まり、規制が必要とされ、個人情報保護法の法制度の

整備が行われた。

個人情報に含まれるものには、氏名、性別、生年月日、年齢、本籍、住所、住民票コード、固定・携帯電話の番号、勤務場所、職業、収入（月収、年収）、家族、写真、指紋、静脈パターン、虹彩、DNAの塩基配列などの生体情報、メールアドレス（携帯電話、スマートフォン用も含む）、コンピュータのIPアドレス・リモートホストなどの情報がある。個人を特定できる場合に該当する。

アのメールアドレスは個人情報である。求める答えはアとなる。

イの個人に対する業績評価、ウの公表されている個人の氏名、性別、生年月日は個人情報である。エの法人の住所、支店名、電話番号などは個人情報ではない。

問64 エ

製造物責任法に関する問題である。

企業の消費者に対する責任を定めた法律で、企業は製品の欠陥や説明不足などにより、消費者の生命や身体に危害を加えたり財産に損害を与えた場合、過失がなくても賠償責任を問われる。対象となる製造物は製造あるいは加工されたものや動産である。ソフトウェアやサービス、加工されていない農林畜産物、無体エネルギー、不動産は対象外である。ICやファームウェアは製品に組み込まれている場合は対象になる。

エの人的被害が出たエレベータ事故の原因となった不具合は対象になる。ア、イ、ウの不具合は人的被害を伴わないので対象にならない。求める答えはエとなる。

問65 ウ

製造物責任法に関する問題である。

企業の消費者に対する責任を定めた法律で、企業は製品の欠陥や説明不足などにより、消費者の生命や身体に危害を加えたり財産に損害を与えた場合、過失がなくても賠償責任を問われる。対象となる製造物は製造あるいは加工されたものや動産である。ソフトウェアやサービス、加工されていない農林畜産物、無体エネルギー、不動産は対象外である。ICやファームウェアは製品に組み込まれている場合は対象になる。

アのソフトウェア、イの不動産、エのサポートサービスは対象にならない。求める答えはウとなる。

問66 ウ

OS I 推進の日本組織に関する問題である。

アのCOSは米国のOS Iの推進団体である。

イのSPAGは欧州のOS I推進団体である。

ウのPOSIは日本の推進団体である。求める答えはウとなる。

エのINTAPは日本の組織で、実装規約の開発や適合性試験、相互運用試験などを担当している。

問67 ウ

開放型システム間相互接続（オープン化）に関する問題である。

アのインターネットによる接続は1つの手段であり、電話回線や専用線などの公衆回線を利用して接続する方式がある。

イのシステムインテグレータはオープン化の仕事を推進するが、システムインテグレータが行った仕事がオープン化ではない。

ウの開放型システム間相互接続は、異機種コンピュータ間や異種ネットワーク間の通信の標準化である。求める答えはウとなる。

エの内容は高速専用回線であって、特定のユーザ間のネットワークは誤りである。

問68 ア

ISO/IECに関する問題である。

ISOは電気・電子分野の標準化作業はIEC(国際電気標準会議)と協力して行っている。

アの情報技術や電気通信についての国際的な標準化を行っているのはISO/IECである。求める答えはアとなる。

イのITUは電気通信に関する標準化を行っている国際電気通信連合である。

ウのJISは日本工業規格である。

エのWIPOは世界知的所有権期間で、各国で異なる特許制度の共通化などに取り組み、知的財産権の保護を目的として活動している。

問69 ウ

標準化団体に関する問題である。

国際標準化機構、米国電気電子工業会、米国規格協会、国際電信電話諮問委員会が問題になっている。

aはISO、bはIEEE、cはANSI、dはITU-Tである。求める答えはウとなる。

問70 ア

日本工業標準調査会に関する問題である。

日本工業標準調査会は工業標準化法の規定により経済産業省に設置される審議会であり、工業標準化法によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、工業標準化の促進に関し、関係各大臣の諮問に応じて答申し、又は関係各大臣に対し建議することができる。

アは日本工業標準調査会、イは電気学会の電気規格調査会、ウは米国電気電子技術者協会、エは日本電子工業振興協会である。求める答えはアとなる。

問71 イ

ネットワークアーキテクチャのISOに関する問題である。

OSIはISOやITU-Tが標準化を進めているネットワークアーキテクチャである。

アのISOは国際標準化機構で、電気と電子分野以外の工業分野の国際標準規格を決定する機構である。

イの異種の相互接続するためのアーキテクチャの標準化を行っているのはISOである。求める答えはイとなる。

ウのITUは電気通信に関する標準化を行っている国際電気通信連合である。

エの P O S I は、 O S I を推進する日本の推進団体である。

問72 ア

C O R B A に関する問題である。

アの C O R B A はネットワーク上の分散環境で、異なるコンピュータで動作しているオブジェクト同士が情報をやり取りできるようにするための仕様である。オブジェクト指向関連技術の標準団体である O M G が策定した。求める答えはアとなる。

イの O M G はオブジェクト指向技術の標準化団体で、標準仕様の C O R B A の策定やオブジェクト指向分析／設計手法の比較、オブジェクト指向データベースの標準化などの作業を行っている。

ウの O M T はオブジェクト指向を使ってシステム分析や設計を進めるオブジェクト指向分析／設計開発法の一つである。

エの V R M L はインターネット上で使う 3 次元画像データの記述言語である。

問73 エ

C O R B A に関する問題である。

C O R B A はネットワーク上の分散環境で、異なるコンピュータで動作しているオブジェクト同士が情報をやり取りできるようにするための仕様である。オブジェクト指向関連技術の標準団体である O M G が策定した。

O L A P は、データウェアハウスやデータマートなどを利用して、情報の分析と知識の発見を行うオンライン用アプリケーションである。

JavaBeans は、Java のプログラムで構成されたソフトウェアをアプリケーション部品として取り扱うための規約である。

アは JavaBeans、イは O L A P、ウはグループウェア、エは C O R B A である。求める答えはエとなる。

問74 ア

I S O 9 0 0 0 シリーズに関する問題である。

I S O が制定した品質管理に関する一連の国際規格であり、企業、自治体などあらゆる組織に適用可能で、顧客の要求する品質を満たした製品・サービスを安定的に提供するための、品質管理と品質保証の仕組みを規定している。

アの I S O 9 0 0 1 は I S O 9 0 0 0 シリーズの中核となる規格で、外部審査機関によって審査登録される第三者認定制度を規定している。求める答えはアである。

イの I S O 1 0 0 1 1 は品質と環境の統合監査規格である。

ウの I S O 1 4 0 0 0 は環境マネジメントに関する一連の国際規格である。

エの I S O 1 5 4 0 8 は機器やシステムのセキュリティ機能を評価するための国際規格である。

問75 エ

I S O 9 0 0 0 シリーズに関する問題である。

ISOが制定した品質管理に関する一連の国際規格であり、企業、自治体などあらゆる組織に適用可能で、顧客の要求する品質を満たした製品・サービスを安定的に提供するための、品質管理と品質保証の仕組みを規定している。

アの資格の有効期間は、審査登録機関から証明書が交付されてから、半年ごとの監査によって規格への適合が維持される仕組みになっている。従って、半永久的に有効ではない。

イの審査登録機関は外部の審査機関による第三者認定制度であり、1国につき1機関というものではない。

ウの対象になる組織にはサービス業も含まれる。

エの品質マネジメントシステムの国際規格要求事項を満たしている組織を認証する。求める答えはエとなる。

問76 エ

品質マネジメントシステムの運用に関する問題である。

ISO9000シリーズは、企業、自治体などあらゆる組織に適用可能で、顧客の要求する品質を満たした製品サービスを安定的に供給するための品質管理と品質保証の仕組みを規定している。設計や製造からサービスまでの広範な内容を包括する品質保証の国際規格であり、製品そのものに適用される規格ではなく、ユーザの要求に応える製品やサービスを提供する体制を整えた企業や工場、自治体などの組織であることを証明するための規格である。

アの品質目標は、利用者の要求する品質を満たすためのものであり、活動内容や製造品が異なると異なったものになることがある。従って、品質目標を必ずしも統一する必要はない。

イの品質マニュアルが守られないケースが多発すると、マニュアルの改善を含めた対策を検討すべきである。

ウの手順等の見直しは、必要に応じて適宜実施すべきである。

エの運用段階に不都合があると、正規の手続きを経て変更する内容は適切である。求める答えはエとなる。

問77 エ

共通フレーム(SLCP-JCF)に関する問題である。

SLCP-JCFは、ソフトウェア開発と取引のための共通の枠組みについて規定する日本国内規格である。作業内容をプロセス、アクティビティ、タスクに階層化して定義し、プロセスは取得・供給・企画・開発・運用・保守という基本業務のプロセスと支援系(文書化、品質管理など)のプロセス、監査と修正のプロセスを加えて構成されている。日本国内のユーザ、ベンダ、学識経験者が共同で策定した。

コンピュータ・システムの開発において、システム発注側(ユーザー)と受注側(ベンダ)の間で相互の役割や業務の範囲・内容、契約上の責任などに対する誤解がないように、双方に共通して利用できるよう用語や作業内容を標準化するために作られたガイドラインである。システム構築・運用の受発注において、契約上のトラブル防止、作業内容の確認、役割分担の明確化、社内作業標準の策定や人員計画、見積もり精度の向上、品質確保などに利用される。

SLCPの国際標準はISO/IEC12207がある。

アの国際規格はISO/IEC12207である。SLCP-JCFは日本国内の規格である。

イの品質マネジメントシステムの国際規格ではなく、ソフトウェアの誕生から消滅に至るSDLC (Software Development LifeCycle)として採用したプロセスモデルの規格である。

ウは国際規格ではなく、日本国内の規格である。

エの記述は適切である。求める答えはエとなる。

問78 エ

パブリックドメインソフトウェアに関する問題である。

パブリックドメインソフトウェアは、作者が所有権を放棄し、誰もが自由に配布や複製、修正が行えるソフトウェアである。日本の著作権法では著作人格権を放棄できないため、厳密な意味でのパブリックドメインソフトウェアは存在しない。著作権の場合は、作者の存命中およびその死後50年間の期間経過後はパブリックドメインとなり、誰でも無許諾かつ無償で利用できる。

アはシェアウェア、イは法人著作となるソフトウェア、ウはフリーソフトウェア、エがパブリックドメインソフトウェアである。求める答えはエとなる。

問79 イ

ソフトウェアの定義の組み合わせに関する問題である。

シェアウェア、フリーウェア、パブリックドメインソフトウェアについて整理する。

aがパブリックドメインソフトウェア、bがフリーウェア、cがシェアウェアである。求める答えはイとなる。

問80 エ

各種コードに関する問題である。

アのCode 128は、情報の密度が高いバーコードの体系の1つである。世界中で物流などに使用されているUCC/EAN-128は、Code128の一部である。

イのITFコードは、段ボールに印刷されている標準物流コードで、5本のバー（スペース）のうち2本が太バー（太スペース）という構成(2 of 5)で一つのキャラクタ(数字)を表す。

ウのJANコードは、バーコードに使用されている国際共通商品コード体系である。

エのQRコードは、バーコードは一方向だけに情報を持っているのに対し、QRコード(二次元コード)は、縦、横二方向に情報を持つことで、記録できる情報量を飛躍的に増加させたコードである。求める答えはエとなる。

問81 ア

QRコードの特徴に関する問題である。

QRコードは、縦横2次元の図形で情報を伝える2次元コードの方式で、携帯電話のアドレス読み取り機能などに採用されている。小さな正方形の点を縦横同じ数だけ並べたマトリックス型2次元コードで、一辺に21個並べた「バージョン1」から、177個並べた「バージョン40」まで、40通りの仕様が用意されている。点の数が多いたくさんの情報を記録できるが、必要な面積は大きくなっていく。コードの3つの角には「回」の字型の「切り出しシンボル」が配置されており、回転角度と読み取り方向が認識でき、360度どの向きから読み取っても正確に情報が読み出せるようになっている。

QRコードの特徴は、3個の検出用シンボルで、回転角度と読取り方向が認識できることである。求める答えはアとなる。

問82 エ

ユニコードに関する問題である。

ユニコードは、世界各国の文字体系に対応させた統一文字コードで、すべての文字を2バイトで表すことができ、欧米語をはじめ、中国語、韓国語、日本語などアルファベットや漢字などを統一的に取り扱うことができる。

アはシフトJISコード、イはEUCコード、ウはASCIIコード、エはユニコードである。求める答えはアとなる。

問83 ウ

画像フォーマットに関する問題である。

アのBMPはWindowsで標準的に利用されている画像ファイル形式の一つである。ドットの集合として表現するビットマップデータとして保存する。

イのGIFはビットマップ画像のファイル形式の一つであり、インターネットでも標準的な画像フォーマットとして使用されている。色数が最大で256色であり、イラストなどに適している。圧縮方式は劣化のないLZW方式である。

ウのJPEGはフルカラーあるいはグレースケール静止画像を圧縮伸張する標準方式である。他のファイル形式よりもファイル容量が小さく、画質の劣化も少ないのが特徴である。圧縮方式はDCTが一般的である。DCTは原画像を完全に復元できない非可逆符号化方式であり、高い圧縮率が得られる。写真などの自然画に適している。求める答えはウとなる。

エのMPEGはカラー動画像を圧縮する標準方式である。画質はやや劣化するが処理の簡単なMPEG1、高画質なMPEG2、移動通信やネットワークでの利用などを対象にしたMPEG4といった規格がある。MPEG1はビデオCD、MPEG2はDVD-Videoなどに利用されている。MPEG4はファイルサイズが小さいインターネット配信などに利用されている。

問84 ウ

CSV形式に関する問題である。

データベースや表計算のデータをテキストデータで表すときに用いられる表記法で、個々のフィールドの文字データや数値データをカンマで区切り、レコードは改行で区切る方式である。文字データは引用符で括弧することもある。単純な形式で汎用性が高いため、異なるソフトウェアでデータを交換する場合などに使用する。

アの区切り記号にタブを使用しない。計算式や書式情報は該当しない。

イの区切り記号に空白文字、コロン、セミコロンは使用しない。

ウの内容は適切である。求める答えはウとなる。

エの区切り記号にタグを使用しない。画像やJavaアプレットなどは記録できない。

問85 ア

UMLに関する問題である。

UMLとは、オブジェクト指向のソフトウェア開発における、プログラム設計図の統一表記法で、モデリング言語である。求める答えはアとなる。

アはUML、イはオブジェクト指向言語でC++、Java、ウはSQL言語、エはSGML、HTML、XMLなどである。

問86 イ

静止画像データの圧縮方式の特徴に関する問題である。

JPEGは、カラー／グレースケールの静止画の圧縮・伸張方式に関する世界規格で、圧縮方式に可逆符号化方式、非可逆符号化方式がある。可逆符号化方式は、圧縮された画像データを復元したときに完全な形で元の画像が得られる。非可逆符号化方式は非可逆符号化方式はDCT(離散コサイン方式)という技術を使っており、復元したときに完全な形で元の画像に戻らないが、人間の目には画質の変化がほとんどわからない。元の画像データの1/8～1/100の圧縮率を実現している。

GIFは、静止画像の符号化方式で、インターネット上で使うことを前提としたデータ圧縮方法で、圧縮率は数分の1程度である。LZW法を用いたデータ圧縮方式によって、256色以下の画像を可逆的に圧縮する。写真のような多階調の画像には向かないが、イラストのように階調の少ない画像は効率よく圧縮できる。

圧縮ファイルはファイルのデータ内容を保持したまま、ファイルの容量を小さくすることで、数学的な一定の手順でデータの並び方や記録の仕方を効率化する。

アの可逆符号化方式のファイルサイズは非可逆符号化方式よりは大きい。

イの可逆符号化方式の内容は適切である。求める答えはイとなる。

ウの伸張後の画像サイズの大きさは変化しない。非可逆符号化方式では元のピクセルの並びや画質に戻らない現象が発生する。人間の目には感じない程度である。

エの圧縮率は、圧縮方式により変化する。

問87 ア

ソフトウェア管理ガイドラインに関する問題である。

ソフトウェア管理ガイドラインは、ソフトウェアの違法複製等を防止するため、法人、団体等を対象として、ソフトウェアを使用するに当たって実行されるべき事項をとりまとめたものであり、法人等が、自己の組織内においてソフトウェアの違法複製等が行われることを防止するために行うべき最も基本的な事項についてまとめたものである。

ソフトウェア管理責任者が実施すべき事項には次のものがある。

- ① 法人等におけるソフトウェアの使用状況を常時把握するため、すべてのソフトウェアの使用状況を記録したソフトウェア管理台帳を整備すること。
- ② ソフトウェア監査等によりソフトウェアの違法複製等を発見した場合は、事情を調査した上で、違法複製されたソフトウェアを消去する等、適切な措置を速やかに講じること。
- ③ すべてのソフトウェアユーザを対象として、関係法令、ソフトウェア管理規則、使用許諾契約に規定された使用条件等の周知徹底を図ること。

アの使用許諾契約に規定された使用条件を、ユーザに周知徹底させることはソフトウェア管理者の実施すべきことである。求める答えはアである。

イのソフトウェアの一括インストールは管理者が行わなくてもよい。

ウのソフトウェアの不正使用防止のための管理は管理責任者が行うべき内容であって、改めて責任者を任命して行うべきものではない。ユーザへの周知徹底を図る必要がある。

エの個々の担当者がソフトウェアのインストールを担当することは問題ではない。

問88 ウ

システム管理基準に関する問題である。

システム管理基準は、組織体が経営戦略に沿って情報システム戦略を立案し、その戦略に基づき情報システムの企画・開発・運用・保守のライフサイクルの中で、効果的な情報システム投資のための、またはリスクを低減するためのコントロールを適切に整備・運用するための実践規範である。基準の内容は、情報戦略、企画業務、開発業務、運用業務、保守業務、共通業務などに分けて記載されている。

アはコンピュータウィルス対策基準、イはコンピュータ不正アクセス対策基準、ウはシステム管理基準、エはソフトウェア管理ガイドラインである。求める答えはウとなる。

問89 イ

システム管理基準に関する問題である。

アの移行計画は、開発業務の第6項目として、8つの内容が記載されており、その中に移行計画の策定、必要な予算、要員、設備などの確保について記載されている。

イの開発計画は、企画業務の第1項目に、目的、対象業務、費用、スケジュール、開発体制、投資効果などを明確化することと記載されている。求める答えはイとなる。

ウの全体最適化計画は、情報戦略の第3項目に、情報化投資の方針、確保すべき経営資源の明確化、投資効果およびリスク算定方法の明確化などが記載されている。

エの年間運用計画は、運用業務の第2項目に、年間運用計画の策定について、月次運用計画、日次運用計画、業務処理の優先度を考慮したスケジューリング、例外処理のオペレーションなどについて記載されている。

問90 エ

システム管理基準の全体最適化に関する問題である。

情報システム戦略は、経営戦略の一環として、情報や情報技術を導入・活用していくための方針、計画、考え方などのことである。企業活動では、人、もの、金、情報が重要な経営資源である。情報をどのように入手し、蓄積、活用するかが、経営戦略を握る重要な意味をもっている。

すべてのシステムを網羅したデータの一貫性やセキュリティの維持、市場での競争優位や顧客に提供する価値の創造などのビジネス戦略を実現するために、IT戦略を立案し、ビジネス戦略と結びついたシステムを構築する必要がある。そのために全体最適化が不可欠となる。

アの開発体制は情報戦略の組織体制の検討時、イの開発スケジュールは企画業務の開発計画検討時、ウのハードウェア導入スケジュールは企画業務の調達検討時、エの情報システム基盤の整備計画は情報戦略の全体最適化検討時に行う作業である。求める答えはエとなる。

問91 ウ

システム管理基準に関する問題である。

システム管理基準は、組織体が経営戦略に沿って情報システム戦略を立案し、その戦略に基づき情報システムの企画・開発・運用・保守のライフサイクルの中で、効果的な情報システム投資のための、またはリスクを低減するためのコントロールを適切に整備・運用するための実践規範である。システム管理基準は287項目からなり、情報戦略47、企画業務23、開発業務49、運用業務73、保守業務19、共通業務76で構成されている。

組織全体の情報システムのあるべき姿論に関しては、情報戦略論の全体最適化18項目の中で全体最適化の方針目標、全体最適化計画の策定、運用についてまとめられている。この全体最適化計画が、その後の組織体制、情報化投資、資産管理、事業継続計画、コンプライアンスを検討する上の基本になっている。求める答えはウとなる。

アの開発計画は、企画業務の中で行う項目で、9項目がまとめられている。

イの事業継続計画は、全体最適化の中で事業継続計画5項目がまとめられている。

エの年間運用計画は、運用業務、運用管理の中で年間運用計画の策定が記述されている。

問92 エ

情報化投資計画の策定時の情報戦略に関する問題である。

アの運用業務は、システムの運用に必用な要員・備品などの資源を準備し、トラブルが起きないように管理することである。

イの開発業務は、システムを開発するのに必用な業務を行うことである。

ウの企画業務は、システム化構想を策定し、システム化計画を立案する業務である。

エの情報戦略は、経営戦略の一環として情報や情報技術を導入・活用していくかの方針、計画、考え方を検討することである。求める答えはエとなる。

問93 イ

システム管理基準に関する問題である。

システム管理基準は、組織体が経営戦略に沿って情報システム戦略を立案し、その戦略に基づき情報システムの企画・開発・運用・保守のライフサイクルの中で、効果的な情報システム投資のための、またはリスクを低減するためのコントロールを適切に整備・運用するための実践規範である。基準の内容は、情報戦略、企画業務、開発業務、運用業務、保守業務、共通業務などに分けて記載されている。

情報システム全体の最適化目標を設定する際の着眼点は、経営戦略への貢献を明確にすることである。求める答えはイとなる。

問94 ウ

情報戦略における情報システム全体の最適化目標設定時の留意点に関する問題である。

情報システム戦略は、経営戦略の一環として、情報や情報技術を導入・活用していくための方針、計画、考え方などのことである。企業活動では、人、もの、金、情報が重要な経営資源である。情報をどのように入手し、蓄積、活用するかが、経営戦略を握る重要な意味をもっている。

すべてのシステムを網羅したデータの一貫性やセキュリティの維持、市場での競争優位や顧客

に提供する価値の創造などのビジネス戦略を実現するために、IT戦略を立案し、ビジネス戦略と結びついたシステムを構築する必要がある。そのために全体最適化が不可欠となる。

アは開発計画作成時に行う企画業務である。

イは開発業務での開発手順を検討するときに行う業務である。

ウは全体最適化の方式・目標を設定する時に経営戦略に基づいて設定する。求める答えはウとなる。

エは企画業務の調達時に行う内容である。

問95 ウ

ISO規格に関する問題である。

アのANSIは米国規格協会、イは米国電気電子技術者協会、ウのISOは国際標準化機構、エのJISは日本工業規格である。

WTO加盟国の政府関係機関での採用が見込まれる製品の開発はISO規格を採用する。求める答えはウとなる。

問96 エ

アウトラインフォントに関する問題である。

ビットマップフォントは、ドットの組み合わせで文字を表現したフォントである。コンピュータの初期には、容量の節減および描画速度の確保のためビットマップフォントを利用した。現在でも、スケーラブルフォントからビットマップフォントを生成するとき、文字が小さいと線間の調整が出来ずに潰れて読めなくなってしまうことが多いために、小さな文字ではビットマップフォントが使われる。

アウトラインフォントは、文字の輪郭線の形状を、関数曲線の情報として持つフォント形式である。実際に画面や紙に出力する際には、解像度に合わせてビットマップ状に塗りつぶすラスタライズが必要になる。日本ではワープロやDTPを中心にアウトラインフォントの利用が普及し、WYSIWYGが普及したために、コンピュータ画面でもスケーラブルラインフォントの利用が広がった。任意の倍率で文字を拡大して表示する場合に適したフォントである。求める答えはエとなる。

問97 ア

サイバーセキュリティ基本法に関する問題である。

サイバーセキュリティ基本法は、国のサイバーセキュリティに関する施策についての基本理念や国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、サイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本的事項の取り組みや体制の設置などを求める法律である。2014年11月6日の衆議院本会議で可決・成立し、11月12日に公布・施行された。同法では、世界規模でのサイバーセキュリティの脅威の深刻化を受けて、サイバーセキュリティ対策を国が主導して総合的かつ効果的に推進するという方向性が示されており、国民に対し、サイバーセキュリティの重要性につき関心と理解を深め、その確保に必要な注意を払うよう努めることを求める規定がある。求める答えはアとなる。

イの地方公共団体や教育研究機関の責務についても言及している。

ウのサイバー関連事業者その他の民間業者に対する規定もある。

エのサイバーセキュリティ関連施策の立案・実施に責任を負うのは国と規定されている。

問98 ア

独占禁止法に関する問題である。

独占禁止法は、企業間の公正、自由な競争を確保することで、資本主義の市場経済の健全な発達を促進することを目的としている。次の3つの柱によって構成されている。

- (1) 私的独占の禁止
- (2) 不当な取引の制限
- (3) 不公正な取引方法の禁止

である。また、独占禁止法の規制を実現する組織として、公正取引委員会が設けられている。同委員会は内閣から独立し、独占禁止法に違反する行為の事実認定、違反行為の排除、課徴金納入の命令などを行なっている。近年、規制緩和の中で、これまで例外的に地域独占が認められていた電力分野にも独占禁止法が適用されるようになった。同法には、自由化促進への妨害の監視が期待されている。

アは独占禁止法の目的、イは外国為替及び外国貿易法の目的、ウは製造物責任法の目的、エは特許法の目的である。求める答えはアとなる。

問99 ア

外部業者を利用したシステム開発の契約に関する問題である。

請負契約は受託者が一定の業務を完成し、その結果に対して発注者が対価を支払う契約形態である。受託者は成果物の完成責任がある。また、成果物に対して瑕疵担保責任がある。システム開発要員の指揮命令は受託者が行う。受託者が下請けを使用することも可能である。

委任契約は業務の完成責任、瑕疵担保責任がなく、成果物を伴わなくてもよい作業を委託者と共同で行う。要求定義やシステム基本設計がこの契約に適している。

派遣契約は、派遣元に業務完成責任や瑕疵担保責任がない。

アの請負契約における著作権は契約に定めがない限り受託側に帰属する。適切な記述である。求める答えはアとなる。

イの派遣契約では、受託側に仕事の完成責任はない。

ウの準委任契約では完成責任はないが、作業の指揮は受託側で行う。

エのプログラム開発における瑕疵担保責任は派遣元にはない。

問100 ア

法人著作権に関する問題である。

法人著作権は、法人その他使用人の発意に基づきその法人等の業務に従事するものが職務上作成する著作物で、その法人などが自己の著作の名義の下に公表するものの著作権は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段定めがない限り、その法人とする。法人の発意に基づきその法人などの業務に従事するものが職務上作成するプログラムの著作物の著作権は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。派遣労働者が作成したプログラムの著作権は、指揮命令権を有する派遣先会社になる。請負契約によって開発したソフトウェアの著作権は、請け負ったソフトウェア会社にあり、代金決済とともに注文者に

移転する。著作人格権は譲渡できない。また、契約により著作権をソフトウェア会社に留保することもできる。

アの権利は法人に帰属する内容は適切である。求める答えはアとなる。

イの権利は通常は法人に帰属するが、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがある場合は担当者が権利を得ることができ、その場合、著作者財産権は譲渡できるが著作人格権は譲渡することができない。

ウの権利は法人に帰属し、法人はそのプログラムを使用できる。

エの従業員に支払う対価の規定は著作権ではなく、社内の内規または契約時の条件になる。

問101 ア

刑法に関する問題である。

情報処理の高度化等に対処するために刑法等の一部を改正する法律が平成23年6月24日に公布された。改正法により、刑法に新たに「不正指令電磁的記録に関する罪（いわゆるコンピュータ・ウイルスに関する罪）」が設けられ、同年7月14日に施行された。コンピュータ・ウイルスに感染してしまうと、パソコン中に保存してある個人情報や重要なデータが流出してしまったり、パソコンが壊れてしまうおそれがあるため、この法律により、コンピュータ・ウイルスの作成、提供、供用、取得、保管行為が罰せられることになった。

アの刑法は、犯罪と刑罰を規定した法律で、コンピュータウイルスと関係して、不正指令電磁的記録に関する罪の法律に基づいて処罰されるようになった。求める答えはアとなる。

イの製造物責任法は、企業の消費者に対する責任を定めた法律であり、製品の欠陥や説明不足などにより、消費者の生命や身体に危害を加えたり財産に損害を与えた場合、過失がなくても賠償責任を問われるものである。

ウの不正アクセス禁止法は、不正アクセス行為や行為の助長を禁止する法律である。不正アクセスとは、他人のユーザIDやパスワードを使って不正に情報システムにアクセスする行為、セキュリティホールを攻撃する行為をいう。

エのプロバイダー責任法は、プロバイダーがWebサイト上の悪質な書き込みを削除できる権利などを定めたものである。

問102 イ

企業と労働者の指揮命令権に関する問題である。

アの企業Aと企業Bの請負契約では、企業Bと労働者Cの間には指揮命令関係は生じない。

イの企業Aと企業Bの出向契約では、企業Bと労働者Cの間には指揮命令関係は生じる。求める答えはイとなる。

ウの企業Aと企業Bの労働者派遣契約では、企業Bと労働者Cの間には雇用関係は生じないが、指揮命令関係が生じる。

エの企業Aと企業Bの労働者派遣契約では、企業Bに労働者Cを派遣しており、企業Bと労働者Cの間には指揮命令関係が生じる。

問103 ウ

不正競争防止法に関する問題である。

不正競争防止法は、特定の被害者の私的利益を保護する法律である。企業秘密、営業秘密、競争上有利となる情報を保護する法律である。保護の対象は、同一もしくは類似の商品表示や紛らわしい営業活動である。自己の商品表示や営業表示が、広く周知であることが前提で、相手方の商品表示や営業表示が自己の商品や営業と混同を来して、取引上の秩序を乱す場合が対象になる。製造技術や製法、設計図、実験データ、研究報告書などの技術的ノウハウ、顧客リスト、販売方法、販売計画、商品情報、販売データなどの営業上の秘密情報などが対象になる。ソフトウェアの開発時に、外部の企業に開発を委託したり、技術者の派遣を依頼する場合、自社の機密情報を開示する反面、相手の会社の開発技術のノウハウを知ることになる。この場合に互いに企業の財産の秘密情報を厳守する義務が生じる。ソフトウェアや文書も営業秘密であれば保護の対象になる。営業秘密となる要件は、事業活動に有用な技術上または営業上の情報であり、公然と知られていない情報である。求める答えはウとなる。

問104 ウ

クーリングオフに関する問題である。

クーリングオフは、商品を買ったり、エステなどのサービス契約をした場合、普通は何の理由もなく契約を解除することはできないが、業者に強引に契約させられたなど、主に不意打ち性のある販売方法から消費者を保護するために、契約から一定の期間内であれば契約を解除できるという制度である。消費者は、契約から一定の期間内であれば、クーリングオフ制度により、理由を問わず無条件に一方向的に申し込みの撤回、または契約の解除ができる。

アの商法は、企業関係における当事者の私益調整を図る法規のことである。

イの電子消費者契約法は、電子商取引などにおける消費者の操作ミスの救済、契約の成立時期の転換などを定めたもので、パソコン操作を誤ったりすることによる消費者トラブルが増えていることを背景にした法律である。

ウの特定商取引法は、訪問販売等、業者と消費者の間における紛争が生じやすい取引について、勧誘行為の規制等、紛争を回避するための規制及びクーリング・オフ制度等の紛争解決手続を設けることによって、取引の公正性と消費者被害の防止を図る法律である。求める答えはウとなる。

エの不正競争防止法は、事業者間の公正な競争及び国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、国民経済の健全な発展に寄与することを目的と法律である。